

博士論文要旨

論文題名：刑事司法制度改革についての法心理学的研究 —裁判員制度，取調べ可視化制度，司法取引制度を中心に—

立命館大学大学院文学研究科
行動文化情報学専攻博士課程後期課程

ナカタ ユウキ

中田 友貴

本論文は、（１）法心理学という学問融合（学融）的領域における協働の在り方についての心理学史的な検討、（２）現在の日本の司法制度改変に即応・立脚した俯瞰的な法心理学的研究に必要なあり方の検討、（３）新たな制度のもと行われつつある法実践において検討が必要な課題に対して法心理学的な実証研究による検討、という課題に取り組むものである。

第１章から第３章では、学問史・科学社会学的な手法を用いて、法心理学的研究の在り方についての整理と調査を行った。近代心理学誕生以後の法心理学黎明期の研究と、1909年における心理学と法心理学の論争に着目した調査、および第二次世界大戦終戦までにおける法心理学関連領域での学術雑誌の動向と、虚偽検出研究の展開と社会的な評価を調査することにより、国内外における法心理学の歴史を検討した。それらの結果をふまえて、現在の法心理学的研究についての状況について検討を行い、さらにその研究内容と同時代的に変化してきた制度の在り方との関係を考察した。

第４章と第５章では、裁判員制度に関する各種のバイアスを検討することにより、国内の制度に立脚した知見の必要性について検討を行った。まず、国外の研究で指摘されている人種バイアスに着目し、被疑者の国籍によっても裁判員裁判の量刑判断に影響が及ぼされるのかを、実験的手法を用いて検討を行った。さらに、犯行場面を撮影した映像を用いて、遠隔監視カメラ映像の提示方法がその評価者の映像評価にどのような影響を及ぼすのかについての実験を行った。これらの実証研究により、これまでに確認されてきた司法判断に影響を与えるバイアスについての研究知見が国内の制度においても有用であるのかを検討した。

第６章から第８章では、刑事司法改革にはエビデンスベースドな検討も必要であるという立場に基づいて、まず、2016年に成立した刑事司法改革関連法案における新たな制度に

ついて概観し、その日本独自の制度の設立背景と設計について吟味したうえで、同制度に関わる心理学的問題について検討した。具体的には、取り調べ可視化における画像の評価や司法取引に関わる自己負罪の問題について実験的手法を用いた検討を行い、冤罪を防ぐことを目的とした司法改革制度であっても法心理学的な実証データ（エビデンス）から、さらに考える必要がある問題があることを指摘した。

最終の第9章では、第1章から第8章までの結果を踏まえて、現代日本における刑事司法制度改革についての法心理学研究の在り方を考察した。